

トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群（S A S）」 スクリーニング検査助成金交付要綱

令和3年3月23日 制 定
令和5年3月20日 最終改正

（目的）

第1条 この要綱は、睡眠時無呼吸症候群（以下「S A S」という。）患者の早期発見と適切な治療及びS A S治療中の運転者に対し、点呼時の健康管理等を通じて健康起因事故防止及び労働災害事故防止に寄与することを目的とし、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「岡ト協」という。）が行うS A Sスクリーニング検査の受診助成金（以下「助成金」という。）の交付について必要な事項を定める。

（指定検査・医療機関）

第2条 S A Sスクリーニング検査を実施する検査・医療機関は、公益社団法人全日本トラック協会が（以下「全ト協」という。）が定める「トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群（S A S）スクリーニング検査を行う検査・医療機関の指定に関する規程」に基づき指定した機関とし、別表に定める。

（助成対象）

第3条 助成の対象は、第2条に定める指定検査・医療機関において、自社の運転者にS A Sスクリーニング検査を受診させる会員事業者（以下「申請者」という）とする。

2 助成対象となる検査は、S A Sスクリーニング検査のうち健康保険適用外である次に掲げる検査とする。

- (1) 第1次検査（簡易アンケートによるチェック、解析、判定）
- (2) 第2次検査（フローセンサ法やパルスオキシメトリ法等による簡易スクリーニング検査）

3 助成人数は、1会員あたり50人を上限とする。

（助成額）

第5条 検査の助成金額は、次に掲げる各号とする。

- (1) 第1次検査費用の半額（上限 500円／人）
- (2) 第2次検査費用の半額（上限 2,000円／人）
- (3) 第1次検査及び第2次検査を同時に実施している場合は合計費用の半額（上限 2,500円／人）

（申込みと検査の予約）

第6条 申請者は、「スクリーニング検査事前申込書【様式1-1】」（以下「事前申

込書」という。)」を、当該年度4月1日から1月末日までに岡ト協に提出するものとする。

2 事前申込書を提出した申請者は、検査を受けようとする指定検査・医療機関に予約し、予約した日より原則1ヶ月以内に検査を受けるものとする。

(検査の受診)

第7条 申請者及びSASスクリーニング検査申込者（以下「申込者」という。）は、検査にあたり、「スクリーニング検査申込書兼委任状【様式1－2】（以下「申込書兼委任状」という。）に署名・捺印し、正本を指定検査・医療機関に提出し、写しを申請者が保管するものとする。

- 2 申請者は、申込者が申込書兼委任状の写しを求めたときは当該者の欄のみの写しを交付するものとする。
- 3 申込書兼委任状の取り扱いについては、指定検査・医療機関及び申請者は個人情報保護法に基づき、目的外利用及び紛失、流出などの無いよう充分注意しなければならない。

(助成金の支払請求)

第8条 申請者は、検査終了後「スクリーニング検査実績報告書【様式1－3】（以下「実績報告書」という。）」に指定検査・医療機関発行の検査費用明細書の写し及び領収証の写しを添付し、当該年度2月末日までに岡ト協に提出するものとする。

(助成金の交付)

第9条 岡ト協は、前条による実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは申請者に対し助成金を交付するものとする。

(検査の結果報告)

第10条 申請者は、第8条に規定する助成金の支払請求の後、SASスクリーニング検査結果及び精密検査を受診した人についてはその結果について、全ト協ホームページ上に設置する「アンケート回答ページ」から全ト協に報告するものとする。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する他の必要事項は、岡ト協が別にこれを定める。

附則

本要綱は、令和3年4月1日より施行する。

本要綱は、令和5年4月1日より施行する。（令和5年3月20日 改正）